

0～2歳児クラスの長時間保育料 (30分あたり月額)

	前年度の市町村民税所得割額	今年度の市町村民税所得額
4月	4～8月の長時間保育料	9月
		9～3月の長時間保育料
		3月

階層	税額による区分	7：30～18：30			18：30以降		
		世帯の第1子	世帯の第2子	世帯の第3子以降	世帯の第1子	世帯の第2子	世帯の第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	市町村民税所得割額	48,600円未満 (ひとり親世帯等)	350円	0円	0円	350円	0円
C2		48,600円未満 (ひとり親世帯等以外)	700円	0円	0円	700円	350円
D		48,600円以上77,100円以下 (ひとり親世帯等)	350円	0円	0円	350円	0円
		48,600円以上97,000円未満 (ひとり親世帯等以外)	700円	0円	0円	700円	350円
E		97,000円以上169,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円
F		169,000円以上301,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円
G		301,000円以上397,000円未満	700円	0円	0円	700円	350円
H		397,000円以上	700円	0円	0円	700円	350円

※ 長時間保育の利用は**必要最低限の時間**に限ります。その必要性について、園から詳細な聞き取りを行いますので、御了承ください。

※ 未申告などの理由により税額が確認できない場合は、**最高額（H階層）に決定**しますのでご注意ください。

※ 原則、父母の税額を適用しますが、家庭状況によっては父母以外の家計の主宰者（祖父母など）の税額を適用する場合があります。

※ 「ひとり親世帯等」は、ひとり親家庭、生活保護世帯、障害者世帯のことを指します。

※ 「配当控除」、「住宅借入等特別税額控除」、「寄付金税額控除」、「外国税額控除」、「配当割額または株式等譲渡所得額控除」等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税所得割額が保育料等算定の基準になります。